

しんきん災害復旧ローン（一般社団法人しんきん保証基金保証）

ご利用いただける方	<p>「7月5日からの大雨等被害」により被害を受けた方であり、次のすべてを満たす方</p> <p>① 当金庫の営業地区内に居住または勤務する個人、個人事業主</p> <p>② 満20歳以上であること</p> <p>③ 安定継続した収入があること</p> <p>④ 次のいずれにも該当しないこと</p> <p>a. 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方</p> <p>b. 租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方</p> <p>c. 延滞債務のある方</p> <p>d. 手形交換所の取引停止処分があった方</p> <p>e. 信用を失墜した方</p> <p>f. 制限行為能力者である方</p> <p>g. 反社会的勢力</p> <p>⑤ 日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者</p>
お使いみち	<p>被災からの生活再建にかかる次の資金</p> <p>① 住宅の補修・修繕費用</p> <p>② 自動車の修理・買換費用</p> <p>③ 家具・家電等の修理・買換費用</p> <p>④ 申込人が当金庫から借り入れたしんきん保証基金付個人ローン（保険ローンを除く）の借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料（①～③のいずれかと合わせた申込に限る）</p> <p>※ 購入先に当金庫から振込とします。ただし、お借入金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは振込以外でもご利用できます。（振込以外の金額について、領収書等のご提出が必要となります）</p> <p>【留意事項】</p> <p>次のいずれかに該当するものは、本商品の対象になりません。</p> <p>○事業性資金</p> <p>○個人間売買による購入費用</p> <p>○支払先が申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業</p> <p>○支払済資金</p>
お借入金額	500万円以内
お借入期間	3カ月以上10年以内
お借入金利	<p>・固定金利</p> <p>・利息は後取り方式にて計算し、約定ご返済日に元金とともにお支払いいただきます。</p> <p>※お借入金利は、お申込日の金利が適用されます。金融情勢等により、変更させていただく場合があります。</p> <p>※現在のお借入金利については、窓口または当金庫ホームページでご確認ください。</p>
ご返済方法	・元金均等または元利均等毎月返済とし、ボーナス併用（お借入金額の50%

	<p>以内)もご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月 5 日(休業日の場合は翌営業日)に、元金および利息をお支払いいただきます。
担保・保証人	不要です。(保証会社である(一社)しんきん保証基金が保証をいたします)
保証料	お借入金利に含みます。
遅延損害金	ご返済を遅延された場合、遅延損害金をいただきます。 (1 年 365 日とする日割り計算)
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業推進部(9 時～17 時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記営業推進部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果によっては、ローンご利用のご希望にそえない場合がありますので、ご了承ください。 ・店頭またはホームページで返済額のシミュレーションができます。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ご本人であることを確認できる資料 ・所得を確認できる資料(申込金額 100 万円以下の場合は不要です) <ul style="list-style-type: none"> ○所得証明書(公的機関の発行するもの) ○源泉徴収票 ○確定申告書控 など ・お使いみちを確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> ○見積書、注文書、請求書など ○お使いみちが借換の場合、融資残高および借換対象ローンの資金使途確認書類 ・ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をお持ちの場合は、お届出印鑑) <p>※他の必要書類等については、窓口にお問い合わせください。</p>